

宅地建物取引業者の皆様へ

富士市 上下水道部 生活排水対策課

浄化槽管理者への説明のお願いについて

日頃より、本市の浄化槽に関する業務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、浄化槽が設置された建売住宅や中古住宅の購入者が、浄化槽管理者変更報告書などの届出をしていなかったり、浄化槽の保守点検や法定検査が未実施で適切な維持管理をしていなかったりすることが散見されます。

宅地建物取引業者の皆様にも、宅地建物取引で建物の所有者が変わった場合、ウェブページを活用して新しい所有者（浄化槽管理者）に維持管理に係る説明をしていただくなどご協力いただいているところです。

この度、ウェブサイトのシステム変更があり URL を変更しましたので、引き続き今後ともご協力をお願いします。

（ウェブページ新 URL）浄化槽が設置された建物の販売に関わる業者の皆様へ

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1545350000/p000867.html>

ウェブページ

富士市 | いただきへの
FUJI CITY はじまり

現在位置: トップページ > 暮らし・生活 > 上下水道 > 浄化槽 > 浄化槽が設置された建物の販売に関わる業者の皆様へ

ページID: 818 | 更新日: 2025年5月15日

浄化槽が設置された建物の販売に関わる業者の皆様へ

浄化槽が設置された建物の販売に関わる業者が、譲渡者に説明する内容について説明します。

- 浄化槽が設置された建物を譲渡する場合、法律に基づき、譲渡する契約者に維持管理義務が発生します。
- 宅地建物取引において、契約者から浄化槽に関する説明が足りないといった苦情を受けたことはありませんか？
- 契約者とのトラブル回避のためにも、浄化槽の維持管理方法について説明していただきますようお願いいたします。
- 皆様が契約者へ説明するにあたり、浄化槽に関する必要な事項をまとめた「チェックリスト」と維持管理に関する「リーフレット」を作成しました。ご活用いただき周知にご協力ください。
- 下記のリンクをご覧ください。
 - [チェックリスト（浄化槽維持管理に関わる説明事項）（ワード：27KB）](#)
 - [チェックリスト（浄化槽維持管理に関わる説明事項）（PDF：121KB）](#)
 - [浄化槽維持管理リーフレット（浄化槽をお使いの皆様へ）（PDF：1,609KB）](#)
 - [浄化槽の維持管理について（市民向け）](#)

目次

- 浄化槽管理者が行う届出
- 浄化槽設置者説明会への参加
- みなし浄化槽（準築浄化槽）が設置された建物について

浄化槽管理者が行う届出

- 浄化槽管理者（浄化槽の所有者や使用者など）には、法により下記の届出が義務付けられています。
- 建物を販売する際には、譲渡者（新たに浄化槽管理者となる方）に届出など必要なことを説明していただきますようお願いいたします。

同じカテゴリのページを見る

- 浄化槽
- 浄化槽設置費補助金
- 浄化槽維持管理費補助金
- 浄化槽申請書・届出書一覧
- 浄化槽被害状況チェックシートについて
- 浄化槽のしくみ・使いかた・転換について
- 浄化槽の維持管理について
- 浄化槽処理促進区域の指定について
- 浄化槽設置者説明会について
- 富士市浄化槽連絡協議会
- 浄化槽が設置された建物の販売に関わる業者の皆様へ

ピックアップ

市役所の窓口案内

市民課の窓口案内

下記QRコードからも
ご覧になります。



富士市 上下水道部
生活排水対策課
担当 山田、中村
電話 0545-67-2850
ファクス 0545-67-2897